

第5回石川県個人情報保護審査会会議録要旨

- 1 開催日時 平成16年9月10日(金) 14:00～16:15
- 2 開催場所 金沢市鞍月1-1 県庁行政庁舎11階1101会議室
- 3 出席者氏名 審査会委員 鴨野幸雄会長、合田昌英委員、佐々木潤子委員、
橘伸子委員、眞館和溥委員
事務局 正木総務課長、林行政情報サービスセンター
所長、安田総務課長補佐、内本総務課主任主事
- 4 会議に付した事案の件名
審議事項 石川県個人情報保護条例の一部改正について
 - ① 公安委員会、警察本部長が実施機関に加わることについて
 - ② 職員等の罰則について
 - ③ その他
- 5 議事の概要
審議事項
石川県個人情報保護条例の一部改正について
 - (1) 公安委員会、警察本部長が実施機関に加わることについて
 - ① 取得の制限(条例第4条)
 - ア 目的の明確化、目的達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法による取得(第1項)
 - イ 思想、信条及び信教に関する個人情報等の取得(第2項)
 - ウ 本人取得の原則(第3項)
 - ※ 犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持を目的とする場合等において除外規定を設ける等、一定の配慮をすべきか引続き検討する。
 - ② 利用及び提供の制限(条例第6条)
 - ※ 国の行政機関法と同様の規定等を盛り込むべきか引続き検討する。
 - ③ 電子計算機等の結合による提供の制限(条例第7条)
 - ※ 犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持を目的とする場合等において除外規定を設ける等、一定の配慮をすべきか引続き検討する。
 - ④ 個人情報取扱事務の登録・閲覧制度(条例第11条)
 - ※ 国の行政機関法と同趣旨の規定等を盛り込むべきか、また、警察事務の特性に一定の配慮をすべきか引続き検討する。

⑤ その他

ア 適用除外等

行政機関法第45条第1項関係

※ 国の行政機関法と同様の規定を設けるべきか引続き検討する。

イ 行政機関法施行に伴う整備法との整合性(法第13条)

刑事訴訟法第53条の2関係

※ 整備法と同様の規定を設けるべきか引続き検討する。

(2) 職員等の罰則について

① 行政機関法第53条関係(職員等に対する罰則①)

※ 行政機関法と同趣旨の罰則を設ける方向で引き続き検討する。

② 行政機関法と同様、電子情報ファイルに限定すべきか

※ 他県等の状況を見極める必要があるため引き続き検討する。

③ 行政機関法第54条関係(職員等に対する罰則②)

※ 行政機関法と同趣旨の罰則を設ける方向で引き続き検討する。

④ 行政機関法第55条関係(職員に対する罰則)

※ 行政機関法と同趣旨の罰則を設ける方向で引き続き検討する。

⑤ 行政機関法第56条関係(国外犯)

※ 他県等の状況を見極める必要があるため引き続き検討する。

⑥ 行政機関法第57条関係(不正手段による開示)

※ 行政機関法と同趣旨の罰則を設ける方向で引き続き検討する。

⑦ 法人等に対する両罰規定

※ 他県等の状況を見極める必要があるため引き続き検討する。

⑧ 審査会委員に対する罰則

※ 国と同様の額に引き上げる方向で引き続き検討する。

(3) その他

次回の審議で一定の方向性を出すことを確認。

以 上